

# 月報私学

7

2016

Vol.223



地域との協働による教育・研究を全学的に進める大正大学。「智慧と慈悲の実践」を建学の理念とし、地域創生の拠点となるべく地域構想研究所を設立しました。平成28年11月には創立90周年を迎えます。  
写真提供：学校法人 大正大学（東京都豊島区）

## CONTENTS

- 平成28年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点…………… 2
- 平成28年度 私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催…………… 4
- 受配者指定寄付金のご案内ー制度の特徴と事務の流れについてー…………… 5
- 連載⑨「魅力あふれる学校づくりを目指して」  
首都圏から目指す「地域人」の育成…………… 7
- 標準報酬月額の時決定2 /平成28年10月1日から積立貯金の利率を変更します…………… 9
- 私学事業団におけるマイナンバーの取り扱い /資格取得要件の変更等 /  
平成28年熊本地震に関するお知らせ…………… 10
- 災害にあったとき /海外診療…………… 11
- 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用…………… 12
- 私学事業団の直営宿泊施設 /私学メンバーズカード受付中…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内 /融資事業のご案内…………… 16

## 平成28年度 私立大学等経常費補助金 配分方法の主な変更点

平成28年度私立大学等経常費補助金の算定にあたり、配分方法等の一部を見直しました。  
主な変更点は次のとおりです。

### 私立大学等改革総合支援事業

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費（一般補助・特別補助）・設備費・施設費を一体的に支援します。

#### ○支援対象校の選定数の拡充

本年度は、経常費の予算を増額し、次の1〜4のタイプごとに、支援対象校数を拡充します。

#### 1 「教育の質的転換」(300→350校)

全学的な体制での教育の質的転換に取り組む大学等を支援します。

#### 2 「地域発展」(150→160校)

地域社会貢献、社会人受け入れ、生涯学習機能の強化等に取り組む大学等を支援します。

#### 3 「産業界・他大学等との連携」(75→80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究に取り組む大学等を支援します。

#### 4 「グローバル化」(75→80校)

大学等の国際化推進に関するビジョン・方針が策定され、語学教育強化、国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化に取り組む大学等を支援します。

#### ○高大接続改革の取り組みに対する追加支援

タイプ1については、多面的・総合的な入試への転換など、高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援するため、設問を修正・追加し、別途支援します。

当該支援事業に選定された大学等には、一般補助及び特別補助において、次のとおり増額します。

#### 一般補助

増額上限額を設定のうえ、「教育研究経常費」（教員経費・学生経費）の10％程度に相当する額を増額します。

#### 特別補助

タイプごとに調査票の点数に応じた一定額を増額します。

#### 一般補助

○不交付となる入学定員超過率に関する取扱い

定員管理の厳格化により、定員規模（収容定員）を4000人未満、4000人以上8000人未満、

8000人以上の三つの区分に細分化するとともに、4000人以上の区分については30年度まで段階的に超過率を変更します。

#### 【27年度】不交付となる入学定員充足率「学部等単位」又は「学校全体」

定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.3倍以上	1.2倍以上



#### 【改正内容】

定員規模	4,000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.3倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.3倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.3倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

なお、不交付となる入学定員超過率であっても、例外措置として交付対象とする要件について見直し、要件の緩和と対象範囲の拡大を行います（図1・2）。

#### ○単価改正

教育研究経常費の学生経費算出に用いる単価のうち、通信教育に関する部分を改正します（5万1000円→4万5000円）。

また、障害のある学生の補助単価に通信教育部の区分（100万円）を設けるとともに、障害のある学生への配慮取り組み状況の単価を改正します（40万円→50万円）。

図1 【要件緩和】

27年度 以下の①及び②の両方を満たすことが要件	見直し 現行の①のみが要件
①過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であること	過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であること
②過去3か年間の各年度ごとの入学者数を合計した数が、過去3か年の各年度ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20）を乗じて得た人数を合計した人数以内であること	削除

図2 【運用対象の拡大】

	27年度	見直し
学校単位	設置している学部等（医歯学部を除く）が一つの大学等	全ての大学等（ただし、設置している学部が医歯学部のみの大学を除く）
学部単位	医歯学部を除く学部等	医歯学部を除く学部等

#### ○長期履修学生の在籍学生数の取扱い変更

これまでは長期履修学生の実人数に一定率（修業年限÷登録履修年限）を掛けて在籍学生数としていましたが、留年者数と同様に、長期履修学生の実人数をそのまま在籍学生数として扱います。ただし、A区分の増減率の算定と収容定員の充足状況による欠格判定については、定員を超過する学生が在籍している場合、修業年限を超える年限に在籍している長期履修学生はカウントしません。

#### 特別補助

○成長力強化に貢献する質の高い教育  
就職支援・就業力育成の充実  
【評価項目変更】

大学の規模や所在地にかかわらず、地方に積極的に貢献する大学の取り組みや、地方の職や雇用を支える人材育成の取り組みを支援するため、「就職支援・就業力育成の充実」と「被災地の復興支援」は、「地方貢献に向けた取組への支援」と「地方の職を支える人材育成」に再編し、「地方に貢献する大学等への支援」となり、「地方自治体との事業連携」、「地方自治体のためのワンストップサービス体制の構築」、「地域の課題に関連した公開講座等の実施」の三つの取り組みを新規に加えます。

○大学等の国際交流の基盤整備

海外からの教員の招へい、教員の海外派遣【要件変更】

「海外からの教員の招へい」、「教員の海外派遣」について、それぞれ招へい期間、研修期間を見直します（招へい期間 2週間以上6か月以内↓2週間以上、研修期間 2か月以上2年未満↓2か月以上）。

○私立大学研究ブランディング事業【新設項目】

学長のリーダーシップの下、優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学（短期大学を含む）に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体として重点的に支援します。

支援対象はタイプA「社会展開型」（地域の経済・社会、雇用、文化の発

展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究）とタイプB「世界展開型」（先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究）の二つの類型に分類され、全学横断的な支援体制を整えて、事業の趣旨に沿った取り組みを行う大学を選定します。各年度の申請は1大学につき1件（複数タイプへの申請は不可）で、タイプAの申請には、三大都市圏以外に所在していることと収容定員8000人未満であることが条件です。

選定方法として、全学的な事業実施体制の整備状況等と事業内容を事業委員会において総合的に審査し、30〜40件程度を決定します。当該事業に選定された大学に対しては、申請した取組期間（3年もしくは5年）にわたり、特別補助で一定額の増額を行います（1校当たり2000〜3000万円程度の定額補助を基礎にして、選定時の評価、規模等により所要の調整を行います）。

震災対応

○東日本大震災に伴う配分上の配慮

26年度に講じた東日本大震災に伴う配分上の配慮事項については、今年度も継続します。

震災の影響による学生数に関する取扱い【継続】

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）

に設置されている学部等が収容定員充足率50%以下となった場合でも、補助金交付の対象とします。

また、被災3県に設置されている定員割れ学部等については、収容定員充足状況に応じた補助率の算定にあたり、22年度の増減率を下限とします。

○東日本大震災にかかる支援

東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行っている大学等や、被災地域の大学等における安定的継続的な教育環境の整備への支援とともに、福島県内の大学等に対する支援を継続します。

授業料減免事業等支援経費（震災分）【要件変更】

対象とする大学等の所在地を岩手県、宮城県、福島県の3県としました。また、福島県については、所要経費に対する補助割合を3分の2から5分の4としました。

被災私立大学等復興特別補助【継続】

被災3県に所在する大学等に対して、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図るための取り組みに対する支援を引き続き実施します。

震災前より入学者数が減少している福島県内の大学等（震災前より入学者数が減少している大学等に限り）については、次のとおりの支援を継続します。

- ・ 学生1人当たり10万円を増額
- ・ 外国人留学生1人当たり3万円を増額

その他

- ・ 大学の安全性等を広報するための学生募集経費について、所要経費を支援
- ・ 外部リソースを活用した魅力ある教育プログラムについて、所要経費の4分の3を支援

○大学等所在地での「都市部」「地方」の定義

補助要件として定めている大学等所在地での「都市部」「地方」の定義を見直します。首都圏整備法等に定める地域を「都市部」として再定義し、これ以外を「地方」としました。なお、27年度の支援対象地域に所在する大学等は引き続き支援対象とします。

ただし、特別補助（私立大学等改革総合支援事業、私立大学等経営強化集中支援事業を除く）については、28年度の定義を適用します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 補助金課  
私立大学等改革総合支援事業  
☎03(32230)7295・7296  
一般補助  
補助金第一係 ☎03(32230)7300  
補助金第二係 7306〜7308・7314  
特別補助  
特別補助第一係 ☎03(32230)7303〜7305・7297  
特別補助第二係 7309〜7312  
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

平成28年度  
私学リーダーズセミナー・私学スタッフセミナーの開催

近年、学校法人においては、安定的な財政基盤の確保や、教育研究の質の向上が喫緊の課題となっており、経営と教学が一体となって改革に取り組むことが何より重要となっています。私学事業団では経営支援の一環として、学校法人のリーダーと若手職員それぞれを対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催いたします。

私学リーダーズセミナー

本年度も、大学編と短期大学編に分けて実施します。

大学編は、大学の魅力向上のため、私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに、短期大学編は、短期大学の活性化を図るため、短期大学の置かれた現状の解説や特色ある取り組み事例の紹介などをテーマに開催します。

なお、短期大学編では、今後の対応策の検討を事業団職員とともに行う個別法人分析会や、より専門的な相談に応じるため、事業団に登録されている会計士等による専門家相談も同時に実施します。

- 参加費 大学編 2万円  
短期大学編 2万5000円
- 申込締め切り日 7月13日(水)

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校運営の中核を担う若手職員を対象に、職員の能力開発を促進し、魅力向上を目指す大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的として開催します。

大学改革を継続していくためには、教職協働の観点からも職員の役割が重要となることから、本セミナーでは、学校法人経営や高等教育政策の諸課題について、広範な知識と柔軟な思考力を習得するための、双方向講義やグループワークによる実践的な研修を実施します。

- 参加費 5万円
- 申込締め切り日 7月6日(水)

問い合わせ先(私学振興事業本部)  
私学経営情報センター 私学情報室

TEL 03(3230)7849・7850  
Eメール center@shigaku.go.jp

私学リーダーズセミナー

大学編

日時・場所：平成28年11月11日(金) 大阪ガーデンパレス  
対象：大学を設置する法人の理事長又は理事、大学の学長又は副学長  
定員：60名

時間	内容等
9:50	開会
10:00~	講演「私立大学の現状について」
11:00~	講演「教育改革の取組とリーダーの役割(仮題)」 芝浦工業大学 学長 村上雅人氏
13:30~	講演「国立大学のガバナンス改革(仮題)」 大阪大学 前総長 平野俊夫氏
14:45~	意見交換会
16:00~	名刺交換会(懇親会)(17:30終了)

短期大学編

日時・場所：平成28年12月1日(木)~2日(金) 福岡ガーデンパレス  
対象：短期大学を設置する法人の理事長又は理事、短期大学の学長又は副学長  
定員：20名

○1日目

時間	内容等
10:30	開会
10:40~	講演「私立短期大学の現状について」
12:30~	講演「財務分析と学校法人会計基準改正の解説」
13:40~	講演「短期大学に関する私学行政について(仮題)」
15:20~	個別法人分析会(専門家相談含む)*
17:00~	名刺交換会(懇親会)(18:30終了)

\* 50分入替え制(経営相談)

○2日目

時間	内容等
9:30~	講演「比治山大学短期大学部の教育改革の取組(仮題)」 比治山大学短期大学部 学長 二宮皓氏
11:10~	講演「私立短期大学を取り巻く改革の動きについて(仮題)」 山口短期大学 学長 麻生隆史氏
13:40~	意見交換会
14:55~	閉会(15:00終了)

私学スタッフセミナー

日時・場所：①平成28年9月28日(水)~30日(金) 仙台ガーデンパレス  
②平成28年10月12日(水)~14日(金) 箱根 対岳荘  
※2泊3日合宿形式

対象：平成28年4月1日時点で、32歳以下かつ入職3年目以降の大学・短期大学職員  
定員：各法人1名とし、各会場24法人

○1日目

時間	内容等
13:00~	開会・アイスブレイク
14:10~	講演「私立大学等の現状について」
15:00~	講演「学校法人会計基準」
16:00~	講演「財務分析と経営計画」
17:00~	グループワークⅠ
18:00~	懇親会

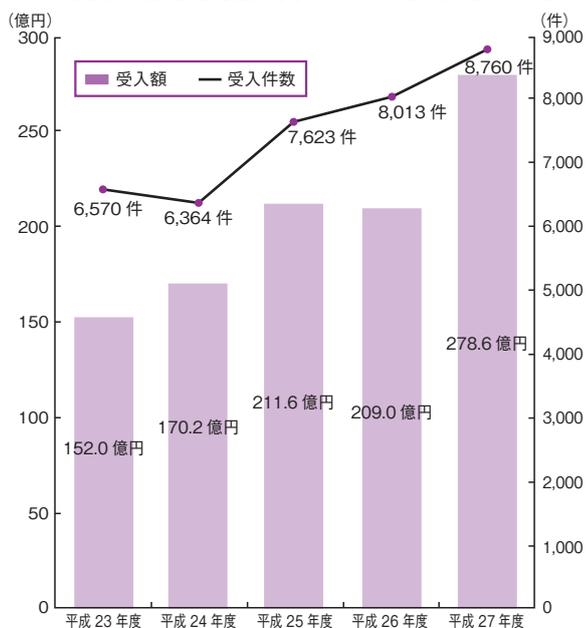
○2日目

時間	内容等
9:10~	講演「大学職員の役割について」
11:00~	講演「私立学校法と私学行政について」
13:30~	グループワークⅡ
16:00~	グループワークⅢ
19:00~	グループワークⅣ

○3日目

時間	内容等
8:30~	グループ発表
11:10~	修了証書授与・表彰・閉会(12:35終了予定)

図1 受配者指定寄付金 受け入れ状況（直近5年間）



助成業務

# 受配者指定寄付金のご案内

— 制度の特徴と事務の流れについて —

私学事業団が行う受配者指定寄付金とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するため、寄付者が学校法人を指定し、本事業団を通じて寄付をしていただく制度です。

制度の創設以来、大変多くの学校法人にご利用いただいております。平成27年度には8760件、278億6千万円の寄付を受け入れました。近年の受け入れ状況は図1のとおりです。

## I 税制上の優遇措置

受配者指定寄付金を利用すると、寄付者である企業等は法人税法上で全額

を損金に算入することができます。

なお、学校法人等に対する寄付の各種税制上の優遇措置については、表をご覧ください。

## II 対象となる事業

受配者指定寄付金の対象となる事業は、学校法人が設置する学校（幼保連携型認定こども園を含みます）及び専修学校（授業時間数が2000時間以上の高等課程又は1700時間以上の専門課程を設置するものに限ります）が行う、教育もしくは研究に必要な費用又は基金に充てるために実施する次の事業です。

- 1 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業
  - ① 教育研究に要する経常的経費
  - ② 寄付講座等基金（注）
  - ③ 教育研究基金（注）
  - ④ 敷地、校舎その他附属設備の取得費
  - ⑤ ①及び④に要した借入金金の返済費用
- （注）基金には、「取崩し型基金」を含みます。
- 2 既設学校法人が新たな

表 学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

寄付者		法人	個人
寄付の受け手 （私立学校 学校法人）	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限）- 2千円
	特定公益増進法人（注1）	〔損金算入限度額〕 = (資本等の金額×0.375% + 当該年度所得×6.25%) × 1/2 ◎限度額を超える金額は、その他の法人等への寄付として損金算入ができる	同上
	一定の要件を満たした学校法人（注2）		〔所得控除額〕 = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限） または 〔税控除額〕 = {寄付金額 - 2千円} × 40% (所得税額の25%が限度)
国立大学法人（国・地方公共団体）		寄付金の全額が損金算入できる	〔所得控除額〕 = 寄付金額（総所得金額等の40%が上限）- 2千円
その他の法人等		〔一般の損金算入限度額〕 = (資本等の金額×0.25% + 当該年度所得×2.5%) × 1/4	所得控除は認められない

（注1）「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。  
（注2）租税特別措置法施行令第26条の28の2第2号に定められた要件を満たすものとして所轄庁の証明を受ける必要があります。

に学校等（学部、学科等）を設置するための事業

①敷地、校舎その他附属設備の取得費

②初年度経常経費

※①②とも寄附行為変更認可が必要です。

なお、新たに学校法人を設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）をするため、本事業団では取り扱っていませんのでご注意ください。

## III 取扱要件

- 寄付者からの寄付を受配者指定寄付金として学校法人が本事業団から配付を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。
- 1 広く一般に募集され、次のいずれかの要件をも満たし、公益性の観点から問題がないこと
  - ①寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと（寄付者名を付した施設・設備、寄付講座等は特別の利益を受けるものには該当しません）
  - ②寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと
  - ③寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと
  - 2 教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること
  - 3 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと
  - 4 すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと
  - 5 原則として、1口の寄付金額が2000円以上であること
  - 6 「II 対象となる事業」に掲げる事業のための寄付金であること（収益事業などに充てることはできません）

IV 事務の流れ

受配者指定寄付金にかかる事務の流れは次のとおりです。図2と併せてご覧ください。なお、手続きに必要な書類は私学事業団のホームページからダウンロードできます。

1 ご利用に当たって

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を本事業団宛てに提出してください。提出後、本事業団から寄付金の振り込みの際必要となる銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を送付します。

2 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。学校法人は、寄付を申し出た企業・法人等に「寄付申込書」の作成・提出を依頼してください。

3 本事業団の指定銀行口座への振り込み

原則として、寄付金は、学校法人が預り金として受け取り、取りまとめため本事業団に振り込んでください。なお、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法もあります。

4 寄付金の受け入れに必要な書類の提出

本事業団に寄付金を振り込む際、学校法人は寄付者から提出された「寄付申込書」を取りまとめ、次の書類（様式指定）を本事業団宛てに提出してください。

① 「寄付申込書」

② 「受配者指定寄付金に係る確認書」

※②は、寄付金額が1000万円を超える場合のみ提出

③ 「寄付金振込報告書」

④ 「寄付者名及び寄付金額一覧」

※寄付者から直接本事業団に振り込む場合は③及び④は不要

5 「寄付金受領書」の受け取り

本事業団は、寄付金の入金や「寄付申込書」等提出書類の確認を行い、寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行し、学校法人宛てに送付します。学校法人から寄付者にお渡しください。

なお、寄付金受領書の日付は本事業団に振り込まれた日付となりますので、ご注意ください。

6 寄付金の配付申請

事業への支払い等に応じ、学校法人が寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」、「寄付事業の概要」及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出してください。

なお、配付申請書は毎月提出期限を設けています。

7 寄付金の配付

本事業団は、提出された「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、寄付金の配付を決定します。

配付決定後は、「寄付金配付決定通知書」を学校法人宛てに送付し、配付決定額を本事業団から学校法人の口座へ振り込みます。

8 実績報告書の提出

寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に「寄付金に係る事業の実績報告書」、「寄付金に係る事業の報告書」及び事業にかかる根拠資料を本事業団宛てに提出していただきます。

なお、実績報告書等の提出については6月頃に文書でご案内します。

9 寄付金確定通知書の送付

本事業団は、実績報告を確認した後寄付事業を確定し、「寄付金確定通知書」を学校法人宛てに送付します。

V 寄付金システムのご案内

本事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」では、本事業団への寄付金の入金情報、寄付金受領書發送情報、配付申請情報を学校法人のパソコンから確認することができます。

す。ぜひご利用ください

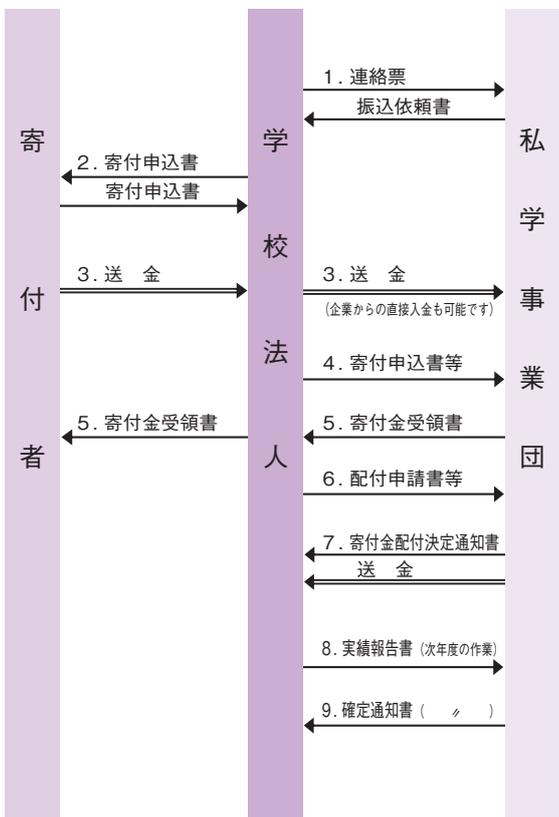
受配者指定寄付金の詳細は、私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）  
▼寄付金▼受配者指定寄付金▼受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」又  
は冊子「寄付金事務の手引」をご覧ください。

平成28年熊本地震で被災された私立学校の復興を支援するため、私立学校寄付金支援ポータルサイトを開設し、被災私立学校の寄付金募集を支援しています。  
[http://www.shigaku.go.jp/g\\_shien\\_kumamoto.htm](http://www.shigaku.go.jp/g_shien_kumamoto.htm)

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 寄付金課  
03(32330)7317・7318

Eメール [khiruin@shigaku.go.jp](mailto:khiruin@shigaku.go.jp)

図2 受配者指定寄付金の事務の流れ



※各種様式はホームページからダウンロードできます。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 39

首都圏から目指す「地域人」の育成

学校法人 大正大学 学長 大塚 伸夫

地域創生学部の新設

大正大学は、大正15年に旧大学令に基づいて、天台宗大学（天台宗）・豊山大学（真言宗豊山派）・宗教大学（浄土宗）の学生を編入し開学した仏教系大学です。1学部5学科でスタートし、初代学長には、文部次官、東北帝国大学及び京都帝国大学総長を歴任した澤柳政太郎が就任しました。その後、昭和18年に智山専門学校（真言宗智山派）を併合し、今日へと至る4宗派による運営体制となりました。現在は6学部11学科で約5000名の学生が学んでいます。

大正大学では、平成28年4月に地域創生学部を新設しました。この新学部は、本学初の経済学を専攻分野とする学部であり、その目的は、様々な地域の「価値」を再発見し、これからの地域創生に貢献できる「地域人」を育成することにあります。

ご存知のとおり、現在わが国は人口減少と高齢化という大きな課題に直面しています。これに対して国レベルにおいても、地方創生担当大臣の新設や、まち・ひと・しごと創生本部の設置など、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の構築に向けた動きを活発化させています。今後、それらの施策を企画、立案、実行していく人材ニーズが高まることが予想されることから、それらの「求め」に対する本学の「応え」が、地域創生学部の新設であるといえます。

大正大学が行ってきた地域連携

地域創生学部の新設は、本学がこれまで実施してきた地域連携・社会貢献

活動の、ひとつの結実でもあります。

本学では21年、理事会において中期の大学運営計画である「中期マスタープラン」を策定しました。この中で、公益法人である大学組織が果たすべき責任概念としてのUSR（大学の社会的責任）の考え方を基軸に、本学固有の理念を取り入れてTSR（大学の社会的責任）の概念を明確にしました。TSRは、大学が社会的存在であるという強い自覚のもとに、本学が長い伝統のなかで培ってきた教育・研究活動の成果の上に立って、社会や地域、ステークホルダーからの期待や要請に応える教育機関であり続けるための基盤となる考え方です。これによって、大正大学が実施するあらゆる活動について、それを遂行するすべての教員・職員は、自らが大学運営の主体であるということを自覚し、各々が大学のビジョン達成のために目標を掲げて努力することが求められます。TSRについては、業務を遂行する個人の資質向上を図り、併せて組織としてのPDCAを確立するマネジメントシステムの導入がセットとなっているのですが、ここでは省略します。

であり、これらは経営者である理事会が担保すべき条件です。5つの社会的責任は、①優れた教育・研究 ②充実した学生生活 ③特色ある地域・社会貢献 ④ミッションに基づく学風の醸成 ⑤TSRによる大学運営です。ここで、大正大学が社会に対して果たすべき責任のひとつとして、地域・社会貢献が明確に掲げられたのです。

前述の「中期マスタープラン」では、大学運営について「3つの経営基盤」と「5つの社会的責任」の二つに分類しています。3つの経営基盤とは、①安定した財務基盤の確立 ②優れた人材の確保 ③充実した教育・研究環境

その後、この方針に基づく具体的施策を実施する組織として、24年4月に「鴨台プロジェクトセンター」を開設しました。本センターは、地域との連携、協働事業を一体的に管理・推進することを目的としており、それまで学科単位で実施されてきた地域と連携した教育活動を統合的に運用することが可能となりました。また、キャンパスに隣接する旧中山道にある巣鴨駅前商店街・巣鴨地蔵通り商店街・庚申塚商店街の3商店街と連携して、商店街とキャンパス内に季節の花々を植えて魅力的な街づくりを目指す「すがも花街道プロジェクト」を推進。25年5月には、街道に面するキャンパス南門に、街のシンボルとなる仏教文化施設「すがも鴨台観音堂（通称：鴨台さざえ堂）」が完成し、隣接する5号館最上階に、プリンスホテルが運営する洋食レストラン「鴨台食堂（おうだいじきどう）」をオープンするなど、キャンパス周辺エリアのコミュニティ形成のための施策を地域と協働で実施してき



90周年記念事業で整備されたキャンパス外観

ました。さらに26年3月には、大学のキャンパスが所在する東京都豊島区と「としま共創事業」(地域活性化事業)に関する協定を締結し、豊島区民の豊かな生活の実現や大学周辺地域の活性化と学生の学びを連動させる試みをスタートさせています。

### 地域構想研究所の設立

26年10月、本学がこれまで実施してきた社会貢献活動の歴史と実績を基盤に、地域創生・地域課題に関する学術的な英知を集め、その解決のための研究活動を行う機関として地域構想研究所を設立しました。



地域創生を担うべく設立した  
地域構想研究所

本研究所では、わが国が抱える喫緊の課題である地方地域の活力の減退に歯止めをかけるための研究活動を行うとともに、地域同士をつなげ交流を促し、地域の発展に寄与する広域地域連携事業(コンソーシアム)を中核事業

として展開しています。また、これらの研究成果や各地域における先進事例を解説、論説を加え紹介する情報誌『地域人』を月刊で発行するなど、情報の発信・共有も積極的にを行っています。また、地域創生学部は、経済学を基盤としながらも具体的な地域創生政策を幅広く学ぶことで、理論と応用の両面から地域課題を解決へ導く力を身につけることができるようにカリキュラムが構成されている点です。本学部の目的が将来の地域創生を担う人材を養成することである点は前述のとおりですが、そのためには地域経済の基盤とその課題をよく理解することが必須です。そのために、「地域」というテーマに対して経済学の視点からアプローチすることを基本としています。

### 地域創生学部の教育内容

さらに、地域創生学部では本学初となるクォーター制を導入しました。これは、同一の科目を1週間に2回開講することによって、集中的な学習を実現すると同時に、成績評価のフィードバックを頻繁に行うことで、学生自身が学習計画のブラッシュアップを常に

意識できるよう配慮したものです。もう一つの特色は、座学だけではなくキャンパスの外へ出て実践力を養う機会を多く提供することです。地域創生学部では、毎学年第3クォーター(9月中旬～11月中旬)の8週間を地域実習の期間としており、1年生から3年生まで延べ24週間にわたって実施されます。実習先は、前述の地域構想研究所が構築してきた広域地域連携ネットワークを活用し、本学と協定を結んでいる自治体が受入機関となります。

1年次と3年次は地方の自治体、2年次は東京都豊島区をフィールドとし、都市と地方、その両方の現場に身を置き、地域の人々と実際に関わり合いながら地域課題について学びます。これによって、キャンパスにおける知識習得(理論と地域実習でのフィールドワーク(実践))を交互に繰り返す中で、リアルな「問題解決力」を体系的に身につけることができます。

地域創生学部の新入生受け入れに合わせて、学生の学習スペースも新設しました。ラーニングコモンズ形式の学習スペースは企業の仕事をイメージし、学生が通学ではなく「出社」するかのようになり、社会に近い感覚で学習に取り組めるよう配慮しています。特に学習支援については、地域創生学部

に在籍する学生に対する支援を専門に行う「学習指導室」を置き、学びのコーディネーターとなる学習指導教員を配

置しています。これらの教員は、日常の学習指導のほか、予習・復習のアドバイスや補習授業の対応を行うなど授業時間外学習も支えます。もちろん地域実習の際にも、学生の実習活動を支援します。以上のように、カリキュラム、施設・設備に加えて、専任教員と学習指導教員という充実した人的サポート体制を整えることによって、単純な「アクティブ・ラーニング」を超えた学びの場を提供しています。



仕事をイメージした  
地域創生学部ラーニングコモンズ

首都圏の大学が、自治体と共同で地域創生のための人材教育を行う事例は珍しいと思います。将来、本学を卒業していった若者が地元を愛し、活力ある地域をつくっていく姿を想像すると今から楽しみでなりません。

### 寄稿者紹介

大塚 伸夫(おおつか のぶお)

大正大学学長。昭和32年11月13日生まれ。平成27年11月より現職。

基礎届書の提出はお済みですか？

## 標準報酬月額 の 定時決定 2

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、9月以降の掛金等だけでなく、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

提出期限 7月11日(月)

提出先 私学事業団

業務部 資格課

基礎届書の対象者や提出方法については、本誌6月号で詳しくお知らせしましたので、今回は「基礎届書」を受け取った後に資格事項や標準報酬月額に異動があった場合などの注意点をお知らせします。

### 資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき

「基礎届書」には平成28年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。「基礎届書」に記載されている加入者が退職などによ

り資格喪失したときは、「基礎届書」の該当者の備考欄に資格喪失年月日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。

なお、「資格喪失報告書」が未提出の場合は至急提出してください。

②遡及して資格取得を報告したとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡及して所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をした場合は、前任校の加入者番号で基礎届書の確認ができるため、後任校に改めて「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校の基礎届書で提出してください。

### 遡ってベース改定

(ベースアップ等)をした場合

①6月までに差額が支給されたとき

改定後の報酬で報告してください。

②7月以降に差額が支給されるとき

改定前の報酬を報告してください。

### 提出後に

#### 報酬月額を訂正する場合

①提出後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ訂正理由を記入した文書(任意の書式)を添えて「基礎届書」を、8月16日(火)までに【必着】で再提出してください(「基礎届書」の上部余白に「訂正分」と朱書きしてください)。

②①の期限後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書」を提出してください。

③磁気媒体で報告した場合

前記①及び②と同様です(再度磁気媒体で報告されますとデータに支障をきたす場合があります)。

※「基礎届書」及び「報酬月額訂正申出書」は私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)からダウンロードするか、業務部資格課まで請求してください。

### その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書」を提出してください。

②「基礎届書」の記載内容に誤りがあったも、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提

出してください。

③年平均額による保険者決定の要件に該当し本人が希望する場合は、申立書や同意書等の提出も必要となります。

④「基礎届書」の記載に当たっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成28年標準報酬の定時決定の実施について」を参照してください。

### 確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準報酬月額については9月中旬に「確認通知書(2)」を送付します。

平成28年10月1日から

積立貯金の利率を変更します

福祉部 保健課

積立貯金の利率は、貯金資産の運用利回りを勘案し、平成27年4月から年0.5パーセント(半年複利)としています。

しかし、長引く低金利の影響により貯金資産(国債等)の運用利回りが低下してきているため、28年10月1日から年0.25パーセント(半年複利)に変更することとしました。

なお、金融情勢の変動等により、今後とも利率を変更する場合があります。

私学事業団における  
マイナンバーの取り扱い

企画室

平成28年度に実施する加入者と被扶養者等のマイナンバーの収集・報告についてお知らせします。

1 加入者・被扶養者のマイナンバーの収集と報告

① 29年1月時点ですでに加入者・被扶養者（任意継続加入者も含みます）となっている場合  
マイナンバーの報告は必要ありません。

※ 番号法（\*1）第14条第2項に基づき、J-LIS（\*2）からマイナンバーを収集する予定です。収集できなかった場合は、学校法人等を通して加入者に（任意継続加入者は自宅宛て）「調査書」を送付しますので、その調査書でマイナンバーを報告してください。

② 29年1月以降に資格取得・被扶養者認定申請をする場合

「資格取得報告書」・「被扶養者認定申請書」にマイナンバーの記入欄を設けますので、記入して提出してください。

③ 記入・報告に当たっての留意点  
加入者のマイナンバーは学校法人等が番号確認・身元確認をして、

また、被扶養者のマイナンバーは加入者が番号を確認して記入してください。

※ 学校法人等が「社会保険手続きへの利用」を明示して加入者・被扶養者からマイナンバーを収集している場合は、そのマイナンバーを転記することが可能です。

2 年金受給権者と扶養親族のマイナンバーの収集と報告

① 28年1月時点ですでに年金を受け取っている人とその扶養親族  
年金受給権者本人は、住民基本台帳法第30条の9及び番号法第14条第2項に基づき、J-LISからマイナンバーを収集します。

扶養親族は、6月下旬に発送した「調査票」で、マイナンバーを報告していただきます。

② これから年金を請求する人の扶養親族

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のマイナンバー記入欄に記入して提出していただきます。

3 福祉事業におけるマイナンバーの収集と報告

28年1月以降に、積立貯金の少額貯蓄非課税制度（マル優）適用を受ける場合や積立共済年金・共済定期保険及びアイリスプラン年金コースにおいて一定の額以上又は遺族年金の給付等を受ける場合は、マイナンバーを報告していただくことになり

ました。

（\*1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（\*2）地方公共団体情報システム機構

資格取得要件の変更等

業務部 資格課

・短時間労働者の雇用期間

短時間労働者適用拡大にかかる要件「雇用期間が1年以上見込まれること」について解釈の変更がありました。これまで、電話照会等で「平成28年4月から1年契約（更新条項なし）」の短時間労働者は残り6か月でも10月1日から短時間労働者となる」と案内していましたが、しかし最近、解釈の変更がありました。平成28年10月1日以後1年以上の雇用が見込まれることが要件となりました。

・通常の加入者の4分の3基準

平成28年10月1日以後、通常の加入者の資格取得の基準（4分の3基準）が変更となります。「おおむね」「1日」といった表現が削除され、「加入者として取り扱うことが適当な場合は、総合的に勘案し、加入者の適用を判断すること」との取り扱いが廃止されます。これにより「1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以上」であることが明確化されることとなります。

平成28年熊本地震に関するお知らせ

被災地域で災害見舞金等の請求の受け付け・支払い

7月2日（土）から5日（火）にかけて、熊本県熊本市にて、被災された加入者等の皆様へ、災害見舞金等の支給及び特例災害貸付を速やかに受けられるよう現地での受付・審査を実施します。

災害見舞金等及び特例災害貸付の詳細については、私学共済ホームページ「災害の対応（共済業務）」をご覧ください。

災害見舞金等の請求漏れにご注意ください。

被災された方や学校法人等に對する情報を私学共済ホームページに掲載しています  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

事務の取り扱い等

加入者証の取り扱い、災害見舞金、掛金、貯金、貸付け、宿泊事業等に関する情報を掲載しています。

相談事例Q&A

被災された方からお問い合わせの多い内容について、Q&A方式で掲載しています。

通知文

私学事業団から送付した共済事業に関する通知文を掲載しています。

# 災害にあったとき

## 災害見舞金

業務部 短期給付課

加入者やその被扶養者（任意継続加入者を含みます）が、台風や水害、火事などの非常災害により、住居や家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金や災害見舞金付加金が請求できます。

### 【請求方法】

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」に「災害状況明細書」を添えて請求してください。

災害見舞金請求書の証明欄に市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるか、り災の程度が明記された「り災証明書」を必ず添付してください。

また、「災害状況明細書」により支給額を算出しますので、住居・家財の現状や損害の状況をできるだけ詳しく記載してください。

### 【支給額】

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失した場合は、損害の程度に応じて標準報酬月額額の0・5～3か月分の災害見舞金と災害見舞金の60%相当額の災害見舞金付加金を、住居又は家財が5分の1以上3分の1未満焼失又は滅失した場合は、標準報酬月額額の0・5

か月分の災害見舞金付加金を支給します。

また、災害見舞金付加金が決定された後には、災害見舞品のカタログを送付しますので、同封の「災害見舞品連絡書」でお申し込みください。

## 災害貸付

福祉部 貸付課

加入者（任意継続加入者を除きます）が、水震火災、その他の非常災害を受けたために、資金を必要とするときに、災害貸付を利用することができます。

### ● 申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

### ● 貸付額

標準報酬月額額の6か月分相当額の範囲内（限度額200万円）

### ● 貸付利率

年2・00%（平成28年6月現在の特別利率です）

### ● 申し込み手続き

「貸付申込書」及び「借用証書」に、公的機関が発行する「り災証明書」を添付し、学校法人等を通して申し込んでください。

### ● 申込受付期間

災害発生日以後6か月以内です。

## 海外診療

業務部 短期給付課

海外旅行には、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう

海外では、加入者証等が使用できないため、緊急を要し、やむを得ず現地の医療機関等を受診した場合には受診者が医療費を全額支払うこととなります。このような場合は、後日療養費・家族療養費を請求することができます。

### 支給額の算定

海外で受診した場合、診療内容を日本国内での保険診療の基準に置き換え算定しますので、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります。

### 請求方法

次の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）提出してください（⑤⑥が新たに必要となりました）。

### ① 療養費・家族療養費等請求書

「発病又は負傷の原因欄」又は「加入者証を使用できなかった理由欄」に、具体的な渡航目的（留学・出張・観光など）を必ず記入してください。

治療目的の渡航や現地での健康診断は支給対象とはなりません。

また、出張中のケガ等については、労災の適用となる場合があります。

② 海外診療報酬（医科・歯科）明細書  
現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに必ず受けてください。

したがって、海外に行く際には、海外診療報酬（医科・歯科）明細書を必ず持参するようにしてください。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

### ③ 外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

### ④ 領収書（原本）

受診した医療機関が発行した原本を添付してください。

### ⑤ 渡航確認書類

受診者の名前、治療を受けた国への渡航記録が確認できるものとして、パスポートの写し又は航空券などの写しが必要です。

### ⑥ 調査に関わる同意書

事業団が必要に応じて、受診した医療機関に照会したり、情報提供を受けることへの同意書です。

①、②、③及び⑥は私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます。

### 時効

給付を受ける権利は、医療機関で医療費を支払った日の翌日から2年で消滅しますので、請求漏れがないようにご注意ください。

# —夏休みにご利用ください— 契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用

福祉部 保健課



加入者（任意継続加入者を含みます）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等は、全国の宿泊施設やレジャー施設等で利用料金の補助・割引や、JR乗車券・長距離フェリーについて割引利用を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック [2016] [保健・宿泊編]」（ ）内の該当頁をご覧ください。

## 厚生施設・ 健康増進宿泊施設

各施設と契約し利用料金について補助をしています。「私学共済ブック [2016] [保健・宿泊編]」の巻末の補助券を切り取って利用方法をご覧のうえ使用してください。（私学事業団の直営施設等一部の施設では使用できません）

	厚生施設 (P. 126~172)	健康増進宿泊施設 (P. 179~195)
施設内容	遊園地、日帰り温泉、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設には直接予約をする。 ②利用施設の受付で利用する人全員の「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等のいずれかを提示する。 ③必要事項を記入した利用者全員の補助券を、支払いの際に提出する。	
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック [2016] [保健・宿泊編]」で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。 ・旅行代理店やインターネットによる予約には、補助券が使用できない場合があります。

## バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引利用

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン (JR乗車券の割引) (P. 174~175)	長距離フェリー (対象会社は5社) (P. 175~176)
利用条件	大人2名以上又は大人と子ども併せて2名以上で同一旅程をとること  次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設 (P. 177~178) ・健康増進宿泊施設 (P. 179~195) ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設 (P. 196~201) ・購入する取扱旅行会社 (JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、東武トップツアーズ) の協定宿泊施設	大人2名以上で同一旅程をとること  〈対象となる長距離フェリー会社〉 ・名門大洋フェリー・阪九フェリー・フェリーさんふらわあ ・太平洋フェリー・宮崎カーフェリー
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。 ※ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引きです（周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外）。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引きになります。 ※ただし、1割引きのフェリー会社（太平洋フェリー）や一部区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、東武トップツアーズ）の支店・営業所の窓口で①の申込書に必要事項を記入、押印のうえ「加入者証」「加入者被扶養者証」「加入者資格証」等のいずれかを提示し、現金で購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック [2016] [保健・宿泊編]」P. 174~176をご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

※支払い方法は現金のみ対象となります。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

# 私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆さんへの福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やお食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

共済業務

<b>札幌ガーデンパレス</b> <b>宿 婚 宴 会</b>
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com/
<b>仙台ガーデンパレス</b> <b>宿 婚 宴 会</b>
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com/
<b>東京ガーデンパレス</b> <b>宿 宴 会</b>
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 (代表) http://www.hotelgp-tokyo.com/
<b>湯河原「敷島館」(ししまかん)</b> <b>宿 宴</b>
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755
<b>箱根「対岳荘」(たいがくそう)</b> <b>宿 宴</b>
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094
<b>鎌倉「あじさい荘」</b> <b>宿 宴</b>
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506
<b>葉山「相洋閣」(そうようかく)</b> <b>宿 宴 会</b>
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300
<b>名古屋ガーデンパレス</b> <b>宿 婚 宴 会</b>
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com/
<b>金沢「兼六荘」(けんろくそう)</b> <b>宿 宴 会</b>
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/

<b>志賀高原「やまゆり荘」</b> <b>宿</b>
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102
<b>軽井沢「すずかる荘」</b> <b>宿 会</b>
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311
<b>京都ガーデンパレス</b> <b>宿 婚 宴 会</b>
〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com/
<b>京都「白河院」(しらかわいん)</b> <b>宿 宴</b>
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201
<b>大阪ガーデンパレス</b> <b>宿 婚 宴 会</b>
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com/
<b>広島ガーデンパレス</b> <b>宿 婚 宴 会</b>
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com/
<b>福岡ガーデンパレス</b> <b>宿 宴 会</b>
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com/

宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ「しがくのやど」をご利用ください。

しがくのやど    
 (http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費無料 直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

## 私学メンバーズカード受付中!

- 3ブランドから選べる 空港ラウンジ利用可能
- 海外・国内旅行傷害保険 5,000万円付 ETCスルーカード同時申し込み可能

【お申し込み対象】 ■本会員: 加入者(任意継続加入者を含む)、年金者 ■家族会員: 加入者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先 **りそなカード インフォメーションデスク** 0120 (559) 197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く) ※電話番号をお間違えないようにお願いします。





**共済事業本部**  
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が  
 確認できるものをお手元にご用意ください。

### 高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則2割負担(※)ですが、標準報酬月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担(※)となります。

6月1日現在3割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました(任意継続加入者は自宅宛てに送付)。

該当する場合は、平成27年分の収入額が確認できる「平成28年度課税証明書」を添付し、**7月22日(金)までに【必着】**で提出してください。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

※昭和19年4月1日以前生まれの人は1割負担です。

【業務部 短期給付課】

### 特定保健指導利用券の有効期限

平成27年度の「特定保健指導利用券」の有効期限は、**28年7月31日**となりますので、有効期限までに、指定実施機関にて「初回面接」を受けてください。

【福祉部 保健課】

### 共済定期保険の配当金を送金しました

平成27年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、27年10月1日現在加入している人に対して、28年6月27日(月)に配当金を保険料振替口座に送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	約51.67%
医療保障コース	約47.53%
学校加入コース	約51.67%

【福祉部 保健課】

### 「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

平成28年1月から6月までに学校法人等を通して送金した短期給付金等の内容をとりまとめたお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

【業務部 短期給付課】

### 貸付けの申込締め切り日にご注意ください

8月22日送金分は**7月29日(金)**が締め切り日となります。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日の場合は繰り上がりますので、ご注意ください。

【福祉部 貸付課】

### 「レター」7月号等を送付しました 「事務の手引」(平成28年版)は8月発行です

加入者向広報「レター」7月号等を6月下旬に学校法人等宛てに送付しています。送付部数は、5月末現在の加入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。不足の場合は、広報班までご連絡ください。

なお、「事務の手引」(平成28年版)は8月発行となります。

【広報相談センター 広報班】

月報私学6月号(Vol.222)の記事(11頁「標準報酬月額の改定が必要なとき」2段目4行目から5行目)中、「〇万〇〇〇〇円未満」とあるのは、「**9万5000円未満**」となりますので、お知らせします。

【業務部 資格課】

## 7月の共済業務スケジュール

4日(月)	<b>貸付</b> 送金
6日(水)	<b>貸付</b> 6月分定期償還期限
8日(金)	<b>貯金</b> 払込期限(必着)
11日(月)	<b>資格</b> 「標準報酬基礎届書」提出期限
15日(金)	<b>貸付</b> 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	<b>貯金</b> 送金
22日(金)	<b>短期</b> 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限 <b>貸付</b> 送金
25日(月)	<b>貯金</b> 払戻・解約請求締め切り <b>積立共済年金</b> 脱退申出等締め切り <b>共済定期保険</b> 口座・住所変更申出締め切り
28日(木)	<b>掛金等</b> 6月分掛金等口座振替(自振校のみ) <b>貸付</b> 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	<b>貸付</b> 8月22日送金申し込み締め切り

## 8月の共済業務スケジュール

1日(月)	<b>掛金等</b> 6月分納期限
2日(火)	<b>貸付</b> 送金
6日(土)	<b>貸付</b> 7月分定期償還期限
10日(水)	<b>貯金</b> 払込期限(必着)
15日(月)	<b>貸付</b> 9月2日送金申し込み <b>貸付</b> 任意償還申出締め切り

## 人事異動

### ◆役員

理事（非常勤）

平成28年3月31日付

退任 國枝 マリ

平成28年5月1日付

新任 小野 祥子

## 委員就退任のお知らせ

### ◆共済運営委員会

平成28年4月18日付

退任 土橋 良一

平成28年5月25日付

新任 高岡 淳



### 私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 学校法人基礎調査（教育情報調査）提出のお願い

### ■提出締め切り 7月29日（金）

○調査票：教育情報【910】

（【 】は調査票区分を表しています。）

○対象法人：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人

原則随時更新可能ですが、提出期限までに内容をご確認いただき、修正の有無に関わらず必ず提出してください。

詳しくは、平成28年度学校法人基礎調査『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）をご覧ください。

※「基礎調査票 e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等により、「基礎調査票 e-マネージャ」を休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp



## 『学校法人の経営に関する実務問答集』《改正会計基準対応版》を発行しました

平成28年3月に『学校法人の経営に関する実務問答集』《改正会計基準対応版》を発行しました。

NPO法人学校経理研究会を通じて購入できますので、ご希望の方は、直接お問い合わせください。

NPO法人学校経理研究会

☎03-3239-7903

Eメール gaku@keiriken.net

その他、『今日の私学財政』最新号など、販売中の刊行物の内容については、本事業団ホームページ ([http://www.shigaku.go.jp/s\\_kanko.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_kanko.htm)) をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

## 会計処理のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問、ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

# 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<http://www.shigakukyosai.jp/>

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT  
**Gp 名古屋カーテンパレス**

〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022  
 (JR「名古屋」駅から地下鉄東山線「栄」駅、地下鉄桜通線「久屋大通」駅、「丸の内」駅下車、それぞれ徒歩5分。又は地下鉄鶴舞線・東山線「伏見」駅下車徒歩8分) <http://hotelgp-nagoya.com/>

## 名古屋ガーデンパレスへようこそ！

名古屋の観光スポット巡りなどの際に、名古屋ガーデンパレスにて名古屋名物をご堪能いただけるプランをご用意しました。ごゆっくりおくつろぎください。

### 名古屋メシを楽しむ 『選べる！名古屋名物宿泊プラン』

夕食は、人気の名古屋名物「味噌カツ」「ひつまぶし」「味噌煮込みうどん」「手羽先と奥美濃古地鶏の小鍋」からお選びいただけます。

- **スタンダードシングル**  
1泊2食（1名1室） 11,500円
  - **スタンダードツイン**  
1泊2食（2名1室／1名様）13,500円
  - **デラックスツイン**  
1泊2食（2名1室／1名様）15,000円
- 取扱期間：通年



味噌カツ（イメージ）

※朝食は、和洋バイキングをご用意しています。  
 ※2名様よりご予約を承ります。  
 ※シングルルームでのご宿泊がお得です。



外観



ひつまぶし（イメージ）

その他の「名古屋メシ」（あんかけスパゲティーや天むす、台湾ラーメン、喫茶店のモーニングサービスなど）や、近隣の観光スポットなどが掲載された「**名古屋ガーデンパレス てくてくMap**」もフロントにてご用意しております。お気軽にお尋ねください。

# 融資事業のご案内

## 対象となる主な施設や事業と融資金利は次のとおりです。

■ 融資金利表（平成28年7月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 0.4	年% 0.4	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	0.5	0.5	—
【教育環境整備費】 校教具（幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象）、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入	—	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。  
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築  
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・  
 固定金利・元金据置(最大2年間)・  
 元金均等償還です。

問い合わせ先  
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)